

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 4 月 2 4 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

慣行の取扱い

- 1 . 市章、市木、市花、憲章等については、新市において速やかに定める。
- 2 . 宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。
- 3 . 慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。
- 4 . 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会